

キャンプ・ハンセンにおける新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対し徹底した対策を求める意見書

令和3年12月17日、沖縄県が米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表した。また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」に感染したことも併せて発表した。キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後にも拡大し、12月22日時点で223人の大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員はキャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も町内の飲食店街にはマスクを着けずに外出する海兵隊員の姿があり、町民は大きな不安を抱いている。12月21日にはキャンプ・ハンセン所属の上等兵が北谷町内において酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理に疑問を抱かざるを得ない。

沖縄県内では長期にわたる緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染対策を取りながら経済回復への歩みを進めつつある中、今回のクラスターによって基地外へ感染が広がり、再び経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念される。

日本政府はオミクロン株の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地へ直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって金武町議会は、町民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要請する。

記

- 1 米軍基地内における感染対策を徹底するとともに、感染が収束するまでの間、キャンプ・ハンセンの全軍人、軍属を基地外への外出禁止にすること。
- 2 日本人基地従業員、全軍人、軍属へのPCR検査を徹底すること。
- 3 米軍基地内において変異株検査体制を構築し、ゲノム解析を実施し、結果を公表すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法など国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決

令和3年12月24日
金武町議会議長 嘉数義光

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長



令和3年12月24日
沖縄県金武町議会



キャンプ・ハンセンにおける新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対し徹底した対策を求める決議

令和3年12月17日、沖縄県が米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表した。また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」に感染したことも併せて発表した。キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後も拡大し、12月22日時点で223人の大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員はキャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も町内の飲食店街にはマスクを着けずに外出する海兵隊員の姿があり、町民は大きな不安を抱いている。12月21日にはキャンプ・ハンセン所属の上等兵が北谷町内において酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理に疑問を抱かざるを得ない。

沖縄県内では長期にわたる緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染対策を取りながら経済回復への歩みを進めつつある中、今回のクラスターによって基地外へ感染が広がり、再び経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念される。

日本政府はオミクロン株の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地へ直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって金武町議会は、町民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 米軍基地内における感染対策を徹底するとともに、感染が収束するまでの間、キャンプ・ハンセンの全軍人、軍属を基地外への外出禁止にすること。
- 2 日本人基地従業員、全軍人、軍属へのPCR検査を徹底すること。
- 3 米軍基地内において変異株検査体制を構築し、ゲノム解析を実施し、結果を公表すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法など国内法を適用すること。

以上、決議する。

可決

令和3年12月24日
金武町議会議長 嘉数 義光



令和3年12月24日
沖縄県金武町議会



あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官